

区分：Ⅲ

場所	1号機	
件名	タービン建屋付近（屋外）における病人の発生について	
不適合の概要	平成 23 年 7 月 15 日午後 3 時 40 分頃、1 号機タービン建屋付近（屋外）において足場材等の移動作業に従事していた協力企業作業員が作業中に気分が悪くなり、構内にある協力企業事務所へ移動し休憩していました。その後も体調が回復しなかったことから、午後 4 時 35 分頃、業務車にて病院へ搬送しました。なお、当該作業員の意識はありました。	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u>	<損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中
対応状況	診察の結果、軽度熱中症と診断されました。 作業員の体調管理のため、今後とも休憩や適度な水分および塩分の補給を心がけるよう注意喚起を行います。	

1号機タービン建屋付近（屋外）における病人の発生について

